

不合格者・欠席者の皆様へ

一般旅客自動車運送事業に係る法令試験の実施について

一般乗用旅客自動車運送事業に係る法令試験を、下記のとおり実施しますので、通知します。

記

1. 試験の実施日時及び実施場所

日 時：令和8年2月12日（木） 試験開始・13時30分（試験時間40分）

場 所：近畿運輸局（大阪合同庁舎第4号館）2階 第2共用会議室

大阪市中央区大手前4丁目1-76

[地下鉄 谷町線・中央線 谷町4丁目駅 下車 ⑤出口すぐ]

連絡先：〒540-8558 近畿運輸局 自動車交通部 旅客第二課（13階）〔電話〕06-6949-6446

2. 受験者の確認

当該申請に係る受験者が申請者本人（申請者が既存の法人である場合は、許可後、申請する事業に専従する役員、設立法人にあっては専従役員に予定する者）であることを運転免許証・個人番号カード等により確認します。

3. 出題範囲及び設問形式等

(1) 試験の出題範囲

- ① 道路運送法
- ② 道路運送法施行令
- ③ 道路運送法施行規則
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則
- ⑥ 自動車事故報告規則
- ⑦ その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

(2) 試験の設問方法

○×方式

(3) 試験の出題数

30問

(4) 試験の時間

40分

(5) 試験の合格基準点

試験の合格基準は、80%以上（24問以上）正解とします。

(6) その他

- ① 自動車六法、運行管理者基礎講習用テキスト（旅客編）、旅客自動車運送事業等通達集以外の持ち込みは不可とします。
※全て冊子のみ。印刷した紙媒体のものは不可。
- ② 試験当日、受験者は筆記用具の他、運転免許証・個人番号カード・パスポート・健康保険証等本人であることが確認できるものを持参して下さい。
- ③ 試験の説明を行いますので、試験開始10分前迄に入室着席願います。